

こんにちは！児童家庭課です

児童家庭課のお仕事は？

- **保育園を利用するための申請窓口**で、申請手続きを説明する説明会も行っています。希望した保育所への入所ができない場合の案内や希望する園の変更の相談に応じながら、**待機児童の解消**に取り組んでいます。
- 父母の離婚などによるひとり親家庭の自立を支援するため、**児童扶養手当の相談・申請**をはじめ、子どもの学費、進学費用などの資金の貸付やJ R通勤定期割引証の発行などを行っています。
- 小児慢性特定疾病、養育医療、育成医療などで要した費用の一部助成に関する相談・申請を受け付けています。



どんな組織で何を担当しているの？

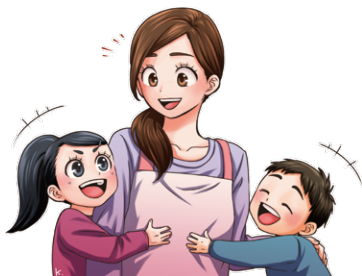
児童家庭サービス第1係と児童家庭サービス第2係の2つに分かれています。

児童家庭サービス第1係 (☎ 044-856-3258)

- 1 保育所等の入所相談・申請手続
- 2 児童扶養手当の相談・申請など、児童福祉に関する事務
- 3 資金の貸し付けなど、母子・父子・寡婦福祉に関する事務

児童家庭サービス第2係 (☎ 044-856-3158)

- 1 待機児童に関わる情報収集・分析
- 2 認可外保育施設の情報収集と相談者への情報提供
- 3 保育所入所説明会の開催
- 4 保育所等の入所相談・申請手続
- 5 未熟児養育医療・育成医療・小児慢性特定疾病



窓口にはどんな人が来るの？

保育園を利用したい人

(3階 30番窓口)

就学前の子どものために保育園を利用したい保護者が、相談や申請手続に来ています。

児童家庭課窓口



担当者から

～知っていますか？

宮前区役所で申請できる保育園の範囲～

☆申請できる人

…宮前区にお住まいの人からの相談・申請を受け付けています。

☆申請できる保育園

…区内の保育所等（認可保育所（公立・民営）、認定こども園、地域型保育事業）に加えて、区外・市外の保育所等の申請受付も行っています。

ひとり親家庭への支援制度を利用したい人 (3階 30番窓口)

既にひとり親家庭として生活している人や、これからひとり親になることを考えている人が、児童扶養手当など、さまざまな支援を受けるための相談や申請手続に来ています。

担当者から

～児童扶養手当を受けるには、申請や届け出が必要です～

児童扶養手当は、ひとり親家庭などの生活を安定させ、自立を支援することを目的に支給される手当です。支給の要件を満たしていても、申請の手続や毎年届け出を行う必要があります。

～ひとり親家庭サポートガイドブック「まなざし」配布中～

これ1冊で、ひとり親家庭をサポートしてくれる関係機関や相談窓口、仕事、子育て・子ども、日々の生活、お金などに関する事を掲載しています。

また、各種講習会などのリーフレットも、児童家庭課にあります。



児童扶養手当のほかにも、ひとり親家庭へのサポートがあります

★JR通勤定期券割引制度

生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯について、JR通勤定期が3割引になります（申請に基づき証明書を発行）。

また、ひとり親家庭等通勤交通費助成金制度もあります。
（通勤手当の支給がないなどの要件あり）

★母子・父子・寡婦福祉資金貸付

子どもの学費、子どもや親の就労に必要な資格取得費用、子どもの結婚費用、転宅資金などの貸付の相談・申請を受け付けています。貸付には保証人が必要で、返済が可能かなどの審査もあり、必ず借りられるとは限りません。

担当者から

～ほかに利用できそうな制度の窓口もご案内しています～

児童扶養手当の相談に来る人の中に、ひとり親家庭等医療費助成を利用できる可能性がある場合は、保険年金課（2階9番窓口）を案内しています。

生活困窮がうかがわれる方には、保護課（2階11番窓口）を案内し、生活保護の相談・申請の窓口につないでいます。



病気などの子どもの医療費助成を受けたい人 [3階30番窓口]

小児慢性特定疾病の子どもや、低体重又は体の機能が未発達な0歳児の医療費などに対する助成を受けるために、相談や申請手続きにきています。

医療費への助成制度を紹介します

★小児慢性特定疾病の医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている子どもの医療費の自己負担分を一部助成します。指定医療機関でこの疾病に対する医療を受けたときに、助成が受けられます。

※疾病名などは 小児慢性特定疾病情報センターホームページ
でご確認ください。 <http://www.shouman.jp/>



★未熟児養育医療給付

2,000グラム以下の低体重児、または、身体機能が未発達な状態で生まれ、指定医療機関に入院しており、養育が必要な児童に対して、健康保険適用医療の自己負担分を助成する制度です。

★自立支援医療（育成医療）

18歳未満の児童の早期治療による障害除去・軽減のための治療に対し、医療費の自己負担分の一部助成を行う制度です。

ある日の相談から…

【保育園を探している人から】

保育所の空き状況を知りたいのですが。

A 市ホームページの「保育所等の受入可能数及び利用調整結果」を毎月更新しています。



【年度途中で保育園を利用したい人から】

いつでも保育園を利用できますか。

A 4月の入所選考後、欠員が出た場合に選考を行っています。入所希望月の前月10日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までにお申込みください。申込みは一度行えば、内定や取消などにならない限り年度内は有効であり、毎月申し込む必要はありません。

【児童扶養手当の申請を考えている人から】

児童扶養手当の申請手続きに必要なものは何ですか？

A 申請手続きは、離婚や障害などの該当理由によって必要な書類が異なるため、事前にご相談ください。

【両親がいないため、孫の面倒を見ている人から】

児童扶養手当はもらえますか。

A 養育者として受給できる可能性があります。事前にお問い合わせください。

お役立ち情報 ～保育園・幼稚園・認定こども園の違いは？…～

保育園は児童福祉施設で、幼稚園は学校教育施設です。保育園は幼稚園とは異なり、就学前の教育や集団生活に慣れさせるためといった理由だけでは利用できません。

施設の種類	施設の概要	申込先
認可保育所	保護者が就労などのために、常時、家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育することを目的とした 児童福祉施設 ※ 公立保育所 と 民営保育所 があります	宮前区役所 児童家庭課
認定こども園 (保育所部分)	就学前の子どもに対して、 教育・保育を一体的に提供 するとともに、地域の子育て支援も行う施設	宮前区役所 児童家庭課
地域型保育事業	小規模（定員3～19名）な施設で、0～2歳児までが対象となる認可事業	宮前区役所 児童家庭課
川崎認定保育園	川崎市が定めた一定の要件に基づき市長が認定 し、川崎市から運営費の助成を受けている保育施設 ※一定の条件を満たす世帯には、月額5,000円～20,000円の保育料補助があります。	各施設
幼稚園	さまざまな遊びを中心とした教育により、小学校以降の教育の基盤を培うことのできる 学校教育施設	各施設
認定こども園 (幼稚園部分)	就学前の子どもに対して、 教育・保育を一体的に提供 するとともに、地域の子育て支援も行う施設	各施設

※企業主導型保育事業・年度限定型保育事業・地域保育園などの認可外保育施設もあります。



児童家庭課の職員は、どんな仕事をしているの？

〔担当：児童家庭サービス第1係／一般事務職〕

児童家庭課の窓口には、年間約1万2千人が来庁し、電話での相談も多数寄せられています。その中で最も多い相談が、保育園の入園に関することです。

翌年4月1日の入園に向けた1年間の仕事の流れを紹介します。



保育園の入園相談・申請受付を担当する職員の1年

- 6月 説明会の広報スタート
→区ホームページに掲載したり、チラシを作成・配布します。
- 7月 **4月1日入園希望者向け説明会を開催**（複数回実施）
→申請の流れや手続きを説明し、希望園の見学や道順を確認するように案内します。
- 10月 次年度の「保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」配布開始
- 10～11月 **4月1日入園希望者の申請受付（郵送・窓口）**
→日中は窓口で申請を受け付け、受付終了後に申請データの入力作業を行っています。申請の数が多く、希望する園を第20希望まで申請できるなど情報量も多く、時間的制約もあって一番忙しい時期です。並行して、他区・市外の保育園への入園希望者や、他区・市外から区内への入園希望者への対応も進めていきます。
- 12～1月 利用調整
→川崎市の基準に基づいて、内定か保留かを決めます。
- 1月 **利用調整結果の通知（内定・保留）・保留となった人への対応**
→入所内定とならず、保留となった人に対し、定員に空きのある保育所や認可外保育施設などの案内をします。
- 3月 **利用者負担額等決定通知の送付**
→内定した保育園との面談と入園前健康診断で入園可と判断された子どもに対し、決定通知を送り、保育料をお知らせします。